

別表 2

健康保険組合の通常業務における個人情報の利用目的

- 1 被保険者等に対する保険給付
 - (1) 健康保険組合等の内部での利用に係るもの
 - ・被保険者資格の確認、被扶養者の認定ならびに健康保険被保険者証の発行管理
 - ・保険給付および付加給付の実施
 - (2) 他の事業者等への情報提供を伴うもの
 - ・高額療養費および一部負担金還元金等の自動払いにおける給与口座（事業主）への支払い
 - ・海外療養費にかかる翻訳のための外部委託
 - ・第三者行為に係る損保会社等への求償
 - ・健保連の高額医療給付の共同事業
 - ・番号法に定める情報連携
 - ・被保険者等の資格等のデータ処理の外部委託
- 2 保険料の徴収等
健康保険組合等の内部での利用に係るもの
 - ・標準報酬月額および標準賞与額の把握
 - ・健康保険料、介護保険料、調整保険料の徴収
- 3 保健事業
 - (1) 健康保険組合等の内部での利用に係るもの
 - ・健康の保持・増進のための健診、保健指導および健康相談等
 - ・特定健診、保健指導の実施
 - (2) 他の事業者等への情報提供を伴うもの
 - ・特定健診、保健指導の実施状況管理および国への報告
 - ・医療機関への健診の委託
 - ・コラボヘルスの一環である健診結果の事業者への提供
 - ・被保険者等への医療費通知
 - ・健康情報ポータルサイト（医療費と給付金のお知らせ・健診結果通知等を含む個別健康情報提供）の運営の外部委託
- 4 診療報酬の審査・支払
 - (1) 健康保険組合等の内部での利用に係るもの
 - ・診療報酬明細書（レセプト）等の内容点検・審査
 - (2) 他の事業者等への情報提供を伴うもの
 - ・レセプトデータの内容点検・審査の委託

- ・レセプトデータの電算処理のためのパンチ入力、画像取込み処理の委託
- (3) 審査支払機関への情報提供を伴うもの
- ・オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための加入者情報の提供
 - ・オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための再審査請求に係る加入者情報の照会および提供
- 5 健康保険組合の運営の安定化
- (1) 健康保険組合等の内部での利用に係るもの
- ・医療費分析・疾病分析
- (2) 他の事業者等への情報提供を伴うもの
- ・医療費分析及び医療費通知に係るデータ処理等の外部委託
 - ・健康保険組合連合会本部における医療費分析事業への参画
- 6 その他
- (1) 健康保険組合等の内部での利用に係るもの
- ・健康保険組合の管理運営業務のうち、業務の維持・改善のための基礎資料
- (2) 他の事業者等への情報提供を伴うもの
- ・第三者求償事務において、保険会社・医療機関等への相談または届出等
- 7 特定個人情報
- 番号法第 19 条第 7 号において定められた他の医療保険者または行政機関(以下「他機関」という。)との情報連携における利用目的
- (1) 組合の事務処理執行のため、他機関より情報を受ける場合
- ・傷病手当金、高額療養費等保険給付審査事務にかかる給付情報等
 - ・高齢受給者負担区分判定等にかかる課税・非課税情報
 - ・被保険者資格取得事務にかかる他機関における資格情報
 - ・被扶養者認定事務にかかる課税・非課税、住民票関係情報等
 - ・保険給付および任意継続被保険者の保険料の還付の事務にかかる公金受取口座の情報
- (2) 他機関の事務執行のため、組合が情報を提供する場合
- ・高額療養費、出産、葬祭関連給付等、他機関の給付事務にかかる組合における保険給付関連情報
 - ・資格取得、被扶養者認定等、他機関の資格確認事務にかかる組合における資格取得、被扶養者資格関連情報
- 8 オンライン資格確認等システムの利用
- (1) 他機関の事務執行のため、組合が情報を提供する場合
- ・被保険者等の資格関連情報および特定健診データの登録
- (2) 組合の事務処理執行のため、他機関より情報を受ける場合

- ・ 特定健診データ

(様式第1号)

①提供年月日	②提供した第三者			③個人情報により識別される本人	④個人情報項目	⑤本人同意の有無
	氏名または名称	住所	代表者氏名(法人のみ)			

注：

- 1 この様式は、紙、データ様式のいずれかとする。
- 2 ②③の記載においては、氏名、名称または当該者を特定するに足る事項を記載するものとする。
- 3 この様式に記録した事項は①の年月日から起算して3年間保存するものとする。

(様式第2号)

①提供を受けた年月日	②提供を受けた者			③データ取得の経緯	④個人情報により識別される本人	⑤個人情報項目	⑥本人同意の有無
	氏名または名称	住所	代表者氏名(法人のみ)				

注：

- 1 この様式は、紙、データ様式のいずれかとする。
- 2 ②④の記載においては、氏名、名称または当該者を特定するに足る事項を記載するものとする。
- 3 この様式に記録した事項は①の年月日から起算して3年間保存するものとする。